

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※同一年度内で2回利用可(同一案件での2回利用は除く)。
	第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	20(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	18(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
特設人権なんでも相談	7(金)、午後1時～4時、6/1(火)、午前9時～正午、午後1時～4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①13(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②15(土)、午前9時30分～11時30分、③18(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分	市役所4階 農業委員会会長室	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、定員①は4人、②は2人、③は5人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷、市役所2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	7(金)、6/4(金)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	12(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	25(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町三丁目17の501)【☎(26)9441】
労働相談	13(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	27(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)
もの忘れ医療介護相談	19(火)、6/2(水)、午後1時30分～2時、2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



講座・催し

認知症サポーター養成講座

① 5月18日(火)、午前10時～11時30分、②20日(木)、午後2時～3時30分

①市役所、②エコール・ロゼ
③認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解と対応について

④市内在住・在勤で認知症サポーターになることを希望する人

⑤①5人、②12人 ⑥無料

⑦筆記用具

⑧5月6日(木)～17日(月)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

認知症サポーター集まれ!

① 5月19日(水)、午前10時30分～11時30分 ②エコール・ロゼ

③認知症サポーター養成講座を受講したことがある人

⑤15人 ⑥無料

⑧5月6日(木)～17日(月)に、メールで件名に座談会、本文に住所、氏名、電話番号を明記し、高齢介護課(内線196)・Eメールkaigohoken@city.tondabayashi.lg.jpへ(申し込み先着順、電話申し込み可)

認知症介護家族の交流会

① 5月26日(水)、午後1時30分～3時30分 ②市消防本部

③地域福祉のお話、情報交換会

④市内在住で認知症の人を介護している家族(認知症の人が市内在住の場合も可) ※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

⑤20人 ⑥無料

⑧5月6日(木)～20日(月)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

介護福祉士実務者研修通信課程受講者募集

① 5月～10月の間で通信教育6カ月、通学10回程度

②ジョブシティカレッジおもちゃ館(向陽台二丁目13の9)

③30人 ④2万1000円～8万9000円(テキスト代含む)

⑤5月6日(木)～20日(月)(土・日曜日を除く午前9時～午後5時)に、NPO法人シーシータイミング[☎072(365)6688]へ(申し込み先着順)

ICTツールに触れてみませんか

コロナ禍でも会議やサロン活動をオンラインで行えるように、パソコンとモバイルルーターを貸し出しています。

利用期間 最大7日間

④市内で地域活動を行う諸団体で、地域活動の一環として利用する人

⑥パソコン(30台)=無料、モバイルルーター(2台)=有料

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

⑧市社会福祉協議会[☎(25)8200]

膝腰痛改善教室

① 5月28日～6月11日の毎週金曜日、午後1時30分～3時30分(全3回) ②かがりの郷

③整形外科医による講義、膝痛や腰痛の改善に向けて普段から取り組める簡単な運動や食事のポイントを紹介

④市内在住で65歳以上の人

⑤17人 ⑥無料

⑧5月18日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可) ※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

笑顔はつらつ教室

① 5月11日～7月27日の毎月第2・4火曜日、午後1時30分～3時

②かがりの郷(当日、直接会場へ)

③65歳以上の人

④無料

⑤飲み物、上靴

⑧かがりの郷

若さ・健康・体力アップ教室

① 5月21日～7月2日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分、②6月18日～8月6日の毎週金曜日(7月23日を除く)、午後1時30分～3時30分(いずれも全7回)

③①レインボーホール、②かがりの郷

④体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

⑤市内在住で65歳以上の人

⑥①②20人

⑦無料

⑧①は5月11日(火)までに、②は6月8日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。



募 集

行政書士無料相談

① 5月29日(土)、午後1時30分～4時30分

②レインボーホール(市民会館)

③相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約、各種許認可などに関する相談

⑧5月6日(木)～、濱田さん(行政書士会南大阪支部)[☎(50)1110](日曜日を除く午前10時～午後6時)へ

献血にご協力を

㊦㊧ 5月8日(土)、午前10時～午後4時＝エコール・ロゼ、27日(木)、午前10時～正午、午後1時～4時30分＝市役所

※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。
 閩市献血推進協議会 (☎(25)8261)



国民健康保険

前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた令和2年中(1月～12月)の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をしていない人や、会社などから源泉徴収票が提出していない人については、所得の内容を確認するために国民健康保険料に関する申告書(簡易申告書)を送付しますので、期限までに必ず提出してください。また、学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人、税申告で扶養控除の対象となる人も簡易申告にご協力ください。

閩保険年金課 (内線151、552)



国民年金

ご存じですか？

第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も

受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族(配偶者、子など)に支給されます。

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上 180カ月未満	12万円
180カ月以上 240カ月未満	14万5000円
240カ月以上 300カ月未満	17万円
300カ月以上 360カ月未満	22万円
360カ月以上 420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

寡婦年金

第1号被保険者の夫が原則10年以上保険料を納め年金を受けずに死亡した場合、10年以上婚姻関係があった妻に60～65歳の間支給されます。寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金は請求できません。

◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

閩天王寺年金事務所 (☎06(6772)7531)、保険年金課(内線153、154)



上下水道

公共下水道が使えます

3月31日より、次の各地域のうち、すでに公共ますなどが設置されている世帯については、新たに公共下水道(汚水)が使えるようになりました。

対象地域 平町二丁目、喜志新家町二丁目、喜志町三・四丁目、宮町二丁目、川向町、錦織北二丁目、山中田町二丁目、西板持町四・六・七丁目、南大伴町三丁目、別井三丁目の各一部

◎1日も早く水洗化工事を

公共下水道が使える地域の皆さんはトイレや風呂、台所、洗濯などの家庭から出る排水を公共下水

道に流さなくてはなりません。

そのためトイレの水洗化や生活雑排水を公共下水道に流すための改造・接続工事をしてください。

工事に必要な費用については、無利子の融資あっせん(法人は対象外)をしていますのでご利用ください。

※工事は必ず本市指定の排水設備工事指定業者に依頼してください。
 ※市街化調整区域の世帯は1ますにつき12万円の市街化調整区域下水道分担金が必要です。

閩下水道課 (内線268)

水道の漏水発見にご協力を

市内の道路などで、しばらく雨が降っていないのに「湿っている」または「水が流れている」場合は、地下に埋設している水道管から漏水している可能性があります。

そのような場所を発見した場合は、水道工務課へ連絡をお願いします。

閩水道工務課 (内線257、295)



講座・催し

整形外科医監修のロコトレ体操教室

富田林医師会と市が協働して同教室を開催します。

㊦ 6月3日～7月29日の毎週木曜日(ただし、7月22日は除く)、午後1時15分～2時15分(全8回)

㊧ 市民総合体育館

㊩ 市内在住でおおむね65歳以上の人

㊪ 15人 ㊫ 無料

㊬ 上靴、タオル、飲み物、動きやすい服装

㊭ 5月6日(木)～26日(水)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)



税

スマホでかんたん、キャッシュレス納税!

モバイルレジは、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、スマートフォンなどで税金が納付できるサービスです。5月1日からは、「PayPay・LINE Pay」による納付ができるようになりました。

納付できる税目、金額

市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)
※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのものに限りです。
※領収証書は発行されませんので、領収証書や納付後すぐに納税証明書(軽自動車の車検用)が必要な人は、モバイルレジ、PayPay、LINE Pay 以外の方法で納付してください。

閏収納管理課 (内線122)

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(月)です

納税通知書裏面に記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所などで納期限までに納めてください。

閏府自動車税コールセンター
[☎0570(020)156]

今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税(種別割)の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)・PayPay・LINE Payで納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きのほか、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ページー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	

固定資産税・都市計画税

●固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには6月30日(木)までに申請が必要です。

- ①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、ひとり親のいずれかであること
- ②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること
- ③所有している固定資産が自己居住用であり、居住家屋の延べ床面積が70平方メートル以下であること
- ④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること

●固定資産税のQ&A

5月1日付で、令和3年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送しました。詳しくは、お問い合わせください。ここでは、よくある質問を一部紹介します。

Q 平成29年(もしくは平成27年)に新築した家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか。

A 新築住宅に対しては、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120平方メートルまでの居住部分に相当する固定資産税額(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

閏課税課 (内線113～116)

軽自動車税(種別割)の減免

対象者

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車(原動機付自転車を含む)の所有者
※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。

※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

届け出 5月31日(月)までに、手帳(①に該当する人)または生活保護受給証明書(②に該当する人)、運転免許証、納税通知書、納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認書類を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ(郵送可)
閏課税課 (内線110)



福祉

日本赤十字活動資金にご協力を

毎年5月1日～6月30日、全国一斉に日本赤十字運動が実施されます。赤十字奉仕団、町会(自治会)をはじめ多くの皆さんのご協力により、昨年は約456万円の活動資金が集まりました。

今年も人道的国際支援や災害時の備蓄を充実させるため、活動資金へのご協力をお願いします。

閏増進型地域福祉課 (内線288)